

総務常任委員会会議記録（概要）

平成23年9月5日（月）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

議案第59号「所沢市自治基本条例等の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

議案質疑で、総合計画の3層構造の変更もありうるとの答弁があったが、想定される状況はどのようなものか。

大館総合政策
部長

総合計画につきましては、可能性があるかとの質疑であったことから、全くそれが無いということではないという趣旨の答弁でございます。全ての自治体が3層構造でやっているかということ、2層構造のところもございます。また、基本計画の期間は4年間、基本構想は8年間でございますし、次期の策定時に改めて検証がなされますので、全く改正がないとは言い切れないことから答弁させていただきました。

城下委員

自治基本条例については、現段階で想定しきれないことも将来的に出て

くるかもしれないので、コンクリートせずにその時にも対応できるような
解釈の仕方ということでよいか。

大館総合政策
部長

自治基本条例の改正につきましては、文言の修正から条文の改正まで幅
が広く、また、期間をどこまで見るかによって違ってくると思います。例
えば、自治基本条例に国、県との関係について見出しがございますが、仮
に今話題になっております道州制の方向に動いた場合、埼玉県そのものが
変わる可能性もございますので、そのような想定もありうるという趣旨で
答弁をさせていただきました。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第59号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

議案第61号「所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

石本委員

他の審議会の委員報酬、費用弁償も同じような設定になっているが、委員報酬はいつから7,900円なのか。

加藤政策企画
課長

平成8年度からでございます。

石本委員

他の審議会の報酬についても改定するのか。

加藤政策企画
課長

全て一律に改定する考えではございません。ただ、他との均衡との観点から考えますと、一つの判断基準にはなると思います。

石本委員

報酬は規則で定めるとしておけば、いちいち条例を改正する必要がないと思うが、検討したことはあるのか。

加藤政策企画
課長

審議会の委員などの非常勤の特別職の報酬につきましては、その他予算の範囲というような定めもございますが、それぞれ数や性格など性質の異

なる審議会がございますので、一律に改定するものではなく、それぞれ個別に定めていくものと考えています。

城下委員

議案資料では、他市においても市長の附属機関として自治基本条例推進委員会を設置しているとある。所沢市自治基本条例特別委員会では、議会の附属機関として設置してはどうかとの議論もあったと思うが、市長の附属機関以外で設置している自治体はあるのか。

加藤政策企画
課長

他市の状況について照会をいたしましたが、照会した中では議会の附属機関ととらえて設置している自治体はございませんでした。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第61号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第 8 2 号「埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第 8 2 号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第 8 3 号「埼玉県西部第一広域行政推進協議会の廃止について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第 8 3 号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第55号「平成23年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

当委員会所管部分（総合政策部）

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

職員厚生費の臨時職員賃金追加について、埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金で5名を雇用するとしているが、雇用の延長はあるのか。また、ハローワークを利用して雇用するのか。

根本職員課長

埼玉県緊急雇用創出基金を使った事業については、市民経済部で所管していますので制度そのものについては、詳しくは把握しておりません。また、雇用につきましては、ハローワークを通じて求人を行い、期間限定的な半年以内の事業を対象としているとのことでした。

城下委員

この基金を使った補助金で、ある事業者が失業者を雇用したと偽って申請したとの報道があったが、その業者が所沢市の事業を請け負っているのかどうかについては把握しているか。

根本職員課長

把握しておりません。

安田委員

所沢市自治基本条例推進事業について、議案資料では自治基本条例推進委員会3回分の開催とのことだが、平成24年度に予定している市民参加条例というとても大事な条例の制定を3回の開催で進められるのか。特に市民5名を無作為抽出となっているが、この方々が全員詳しいわけでもないのに3回の開催で良いと考えているのか。

加藤政策企画
課長

今年度は3回の開催を予定しておりますが、自治基本条例推進委員会につきましては、1回目にこれまでの自治基本条例の策定内容、経過などを十分説明をし、その内容を踏まえまして、2回目及び3回目でさらに詳しく審議していただくことを考えております。委員の方々につきましては、資料配付等の事前の対応も含めて、十分な審議ができる体制で臨みたいと思います。

坂本総合政策
部次長

自治基本条例推進委員会では住民参加条例を直接検討するのではなく、住民参加条例の検討を進めるにあたってどのような体制を組むのか、課題の整理などを諮り、翌年度新たに市民公募等による委員により検討していただくものです。

安田委員

市民参加条例の議会への提案はいつになるのか。

加藤政策企画 課長	市民参加条例につきましては、平成24年度の検討を踏まえて同年度中の議案の提出を目指して検討を進めていきたいと思いを。
安田委員	平成24年度に制定に向けた取組みを行い、25年度頃に別の協議体をつくるということであったと思うがどうなのか。
坂本総合政策 部次長	自治基本条例推進委員会の今年度の取組みは、市民参加条例を検討する体制を検討していただくものです。検討結果を踏まえて、平成24年度に公募委員等による新たな体制で検討し、同年度末に制定したいと考えています。
安田委員	委員の無作為抽出に係る費用は既存の予算で対応するのか。
加藤政策企画 課長	無作為抽出の作業自体は住民基本台帳を基に行いますので経費はかかりません。抽出された方への通知などで通信運搬費等がかかりますが、これにつきましては既存の予算での対応を考えおります。
石本委員	議案資料では翌年度以降の見込み額は3カ年とも687,000円となっているが、今年度と翌年度以降で委員の構成は変わるのか。

加藤政策企画
課長 自治基本条例推進委員会につきましては任期を2年と想定しておりますので、その範囲においては同じ委員構成となります。ただし、公共的団体からの委員もいらっしゃいますので、役員改選等があった場合には変更の可能性もございます。

石本委員 来年度以降の会議は6回程度の開催を予定しているのか。

加藤政策企画
課長 そのとおりです。

松崎委員 自治基本条例推進委員会の開催回数は今年度が3回、翌年度以降が6回で2倍になるが、事業費総額が2倍にならないのはなぜか。

加藤政策企画
課長 開催回数が2倍になれば、委員報酬や費用弁償は2倍の予算になりますが、それに伴う事務経費を上乗せしておりますので、2倍より少し増えた金額となります。

石本委員 市民参加条例は平成24年度の制定とのことだが、25年度、26年度の自治基本条例推進委員会は何をするのか。

加藤 政策企画
課長 自治基本条例推進委員会の審議の内容としましては、自治基本条例本体の進行状況の確認という役割もあり、また、自治基本条例に規定されている項目が適正に進行、運用されているかについても審議をお願いする予定です。

石本委員 市民参加条例の後に住民投票条例の制定も考えていると伺ったことがあるが、平成25年度には検討しないのか。

加藤 政策企画
課長 市民参加条例については、具体的内容に関する審議を行う体制を別に立ち上げるものでございます。住民投票条例におきましても、自治基本条例に規定されている項目であり、推進委員会の意見を踏まえなければなりません。推進委員会は自治基本条例の中身の個別事項を検討するのではなく、進行や運用について審議する組織として位置づけております。

城下委員 今回の予算については、市民参加条例の制定に向けての取組みを進めるために、自治基本条例推進委員会の組織を立ち上げるための予算であり、市民参加条例及び住民投票条例は別の組織として立ち上げるという理解でよいか。

加藤 政策企画
課長 市民参加条例を検討する組織につきましては、そのあり方等について今年度の推進委員会のご意見を踏まえてということになると思います。平成

25年度に制定を想定しております住民投票条例につきましては、どのような形で条例化していくのが好ましいのかご意見をいただきながら対応を考えていきたいと思っております。住民投票条例の内容については、検討の項目としては想定されますが、具体的な内容については未定です。

城下委員

最終的には議案として提案されると思うが、その途中での議会との関わりはどのようになるのか。

加藤政策企画
課長

市民参加条例の制定については、当然議会の議決をいただかなければ成立いたしません。その前段階での関わりについては検討の体制も含めて自治基本条例推進委員会での意見も踏まえて対応を考えたいと思います。

安田委員

自治基本条例で、別に定める項目を確認したい。

加藤政策企画
課長

自治基本条例推進委員会、市民参加条例、住民投票条例でございます。

石本委員

被災地市町村職員派遣事業について、旅費の金額を確認したい。

根本職員課長

日当が1日2,600円、宿泊料が1泊13,100円となっております。

城下委員 今回は公務に関わる予算だと思うが、職員がボランティアで被災地支援に行くような場合には、どのような扱いとなるのか。

根本職員課長 被災地支援のボランティアにつきましては、ボランティア休暇制度での対応となります。

松崎委員 職員が被災地に行くのは、公務の場合とボランティアの場合があるということでよいか。

根本職員課長 そのとおりです。

松崎委員 この予算の内訳を確認したい。

根本職員課長 10月から来年3月までの半年間で1人分の予算ですが、実際には1カ月交代で延べ6人を想定しています。

城下委員 埼玉県・所沢市合同国民保護実働訓練実施事業について、埼玉県に対してこの訓練を断ることができるのか。また、災害対応型の訓練に変更することが可能なのか。

壺岐危機管理
担当参事

平成18年度に埼玉県から依頼がございましたが、全国茶サミットと重なったことから断った経緯がございます。訓練の内容につきましては、埼玉県で大規模テロの想定をしており、各市町村に提示されますので、市でこのようにしたいという内容は含まれません。

城下委員

所沢市独自の想定はできないということでよいか。

壺岐危機管理
担当参事

そのとおりです。

城下委員

平成18年度に断ったとのことだが、3月11日の東日本大震災を受けていろいろな自治体で事業の自粛、中止をしている。とりわけ、災害に対してどうしていくかということが市民の間でも大きく広がっており、このような時期に、航空記念公園の野外ステージを攻撃の想定として、しかも自治会や自主防災会に協力をいただきながら行うということだが、今回は見送ろうという意見や議論は無かったのか。

壺岐危機管理
担当参事

今回の訓練につきましては、県から11月または1月の実施ということで話がございました。まず、11月については断りましたが、1月であればある程度期間もございましたので、危機管理課で対応できるとして了解することといたしました。

城下委員

なぜ、川越市は実施していないのか。

壺岐危機管理

この訓練につきましては、恐らく市域の大きなところから順番に、また、

担当参事

県の東西南北のバランスを取りながら計画されているものと思われ
ますが、川越市に依頼があったかどうかは調べておりません。

【議案第55号 総合政策部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時39分）

（説明員交代）

再 開（午前9時43分）

議案第62号「所沢市税条例等の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

今回の改正は、過料を3万円から10万円に引き上げる内容となっていて、国税の改正による議案説明があったが、国が過料を引き上げたとしても、自治体の判断で引き上げなくてもよいのか。

島崎市民税課
長

国においては、平成22年、23年と税制改正がございましたが、その中で罰則規定の見直しが図られました。それに基づきまして、地方税法の過料が引き上げられましたことから、他の自治体との均衡、また、市の条例の中で国民健康保険条例や介護保険条例も過料の上限が10万円となっていることから、引き上げをお願いするものです。

城下委員

介護保険条例も上限が10万円とのことだが、10万円となったのはいつなのか。また、過料を上げなかった場合の罰則はあるのか。

島崎市民税課
長

介護保険条例の過料につきましては、平成12年に制定された時点で10万円の過料となっております。また、過料を上げない自治体が、特に罰則を受けるといったものではありません。

城下委員

所沢市税条例の一部を改正する条例の一部改正の第2条関係について、上場株式を保有される方の税の控除が2年間延長となっているが、それによる減額はどのくらいなのか。

島崎市民税課
長

期間が延長されたことによる減額につきましては、把握できておりません。

城下委員

平成23年度における税制改正による影響額については、来年の決算時でなければわからないということなのか。

島崎市民税課
長

軽減税率の適用期間の延長は、平成24年1月1日から25年12月31日までとなりますので、25年度決算において明らかになるわけですが、申告書が提出されたものについては把握できますが、完全に源泉分離課税で処理している部分につきましては、全くわからないということになります。

石本委員

株式の配当がある場合の税金は、申告する場合と最初から税金を取られる場合があるが、最初から税金を取られる源泉分離については把握できないということなのか。

島崎市民税課長 申告が出ているものについては、申告書の中で配当控除などがわかりませんが、源泉分離につきましては申告が出ませんので、それについては把握ができません。

城下委員 申告があつて初めて、行政は控除額が分かるということなのか。また、申告がなければ、一体どれだけ影響が出ているのかがわからないということなのか。

島崎市民税課長 そのとおりです。

松崎委員 たばこ税については、なぜ不申告の実績がないにもかかわらず、なぜ過料を新設したのか。

島崎市民税課長 たばこ税につきましては、元々過料がございませんでしたが、今回の税制改正による過料の引き上げの中で、たばこ税に係る不申告等に関する過料が新たに設定されたものです。

【質疑終結】

【意見】

城下委員 議案第62号、所沢市税条例等の一部を改正する条例制定について、意見を申し上げます。今回は、市民税を申告しない場合に対する過料や納税

管理人に係る不申告に関する過料が現行の3万円から10万円に引き上げるとい内容、それから上場株式等の配当に課税する課税率の優遇をしていく期間を延長するというような内容の条例改正となっておりますが、議案説明でも、議案質疑でもわかったことにつきましては、要するに過料についてはこれまでも実績がなかった。当然、市の方も納税相談でそこまで至らないように努力していることは認識をいたしておりますが、質疑の中では国が税制改正したからといって、この罰則の上限を上げなくても、引き上げしなくても、所沢市に対しての罰則はないというような答弁もございました。今、3月11日の東日本大震災や東京電力福島第一原発事故後の放射線の問題も含めて、市民生活が大変な時ですので、やはりこういう時期にこういう過料の引き上げ、また、高額所得者等の優遇税制の期間延長については認めることはできませんので、反対とさせていただきます。

【意見終結】

【採 決】

議案第62号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第55号「平成23年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

当委員会所管部分（財務部）

【補足説明】なし

【質 疑】

安田委員

施設整備基金積立金については、いつ設置されて、今までに総額でどれくらい使われたのか。

三上財政担当
参事

施設整備基金につきましては、平成18年9月議会で基金条例が制定され、その後10億円を積みまして、そこから取り崩しながら使っておりますが、今までに総額でどれくらい使ったのかということにつきましては、申し訳ありませんが、手元に資料がございません。

安田委員

今回の補正予算で基金を10億円に戻すことになるが、平成22年度はどれだけ取り崩したのか。

三上財政担当
参事

施設整備基金につきましては、昨年9月議会で10億円となるように積み立てまして、今回の補正予算でも10億円に戻しますので、この間に今回の補正額の約4億7,300万円を取り崩したことになると思います。

安田委員

施設整備基金の管理の仕方について、平成22年度は約5億円が使われなかったということになるが、5億円を使わないでいると捉えると、もっ

と使うなら使って、10億円に戻せばよいと思う。また、5億円しか使わないのであれば、5億円を積み立てておいて、残りの5億円は他のものを使う考え方もあると思うが、財務部としては、どのような考え方に基いて基金の管理を行っているのか。

三上財政担当
参事

10億円は施設整備のために積み立てたものですので、整備を進めていくというのは、議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、ここで耐震工事の前倒しがございます、国においても耐震を進めていることから、補助金や地域活性化の交付金など、そういったものとの財源変更をさせていただいた状況もございましたので、多少は施設整備基金を使わずに済んだという面もございます。また、施設整備基金で行う工事につきましては、耐震工事の前倒しなどで業務量が増加しておりますので、職員の体制という部分での工夫もしながら、ある程度目一杯の事業は実施しているという状況でございます。

安田委員

予算を作る時には、10億円を積み立てるのだから、10億円の取り崩しを前提に、事業を組み立てているということなのか。また、財務部としては、基本的には10億円を全部使って欲しいということなのか。

三上財政担当
参事

議員のおっしゃるとおり、10億円は施設整備のために積み立てたものでございますので、そのために使っていくことにつきましては変わらない

のですが、年度途中において、例えば計画を前倒しでやらなければならないとか、また壊れてしまうこともございますので、そういった場合に備えて、10億円を全部使うというわけではございません。基本的には、多少余裕を持って計画を進めていくという考えを持っております。

城下委員

平成22年度については、国からの補助金がかかりあったということだが、東日本大震災を受けて、学校の体育館などの耐震化計画はさらに前倒しされると思う。当然それについては国の方からもある程度の補助が出てくると思うし、所沢市も耐震化を急いで進めなければならないと思うが、市としては、その受け皿としての職員体制の整備も合わせてやっていくという認識なのか。

三上財政担当
参事

職員の体制につきましては、財務部としては言えませんが、ただし、耐震化計画は平成25年度までに全校を終了するという計画になっておりますので、計画の実現に向けては、しっかりとやっていく必要があると思っております。

城下委員

施設整備基金を使って、整備を進めていくという答弁があったが、基金を使う考え方というのは担当課で異なってくると思うので、財務部としての基金の使い方に対するある一定の方針というのは持っているのか。

三上財政担当 基金につきましては、特定の目的を持って積み立てた基金、あるいはい
参事 わゆる果实型の基金などがございますが、特定の目的に沿って作った基金
というのは、特定の目的を達成するために使われるものと思っております。

城下委員 施設整備基金については残高が10億円となるように積み立てるとい
う方針があるわけだが、介護保険保険給付費準備基金は、1年で2億円と
か3億円を積み立てることがある。それは当然基金を取り崩しながら運用
しているのだが、余剰金が発生するとか、積み立てられたままの状況が長
年にわたって続いた場合には、基金の運用方法の見直しも必要となると思
うが、そのような認識はあるか。

桑野財務部長 基金につきましては、特定の目的を持った基金と財源調整のために充て
る基金がございます。財政調整基金については、20億円を超える残高が
ございますが、各会計においても、年度間のバランスを取るのはある程度
必要ですので、それは基金を所管しているところがしっかりとした考え方
を持って、財源調整のために充てる基金として使用していると思ってい
ます。

石本委員 平成22年度の当初予算では、施設整備基金はどのくらい取り崩して、
施設を整備しようとしていたのか。

三上財政担当 平成22年度の当初予算において、施設整備基金をどれだけ取り崩した
参事 のかにつきましては手元に資料がございませんが、施設整備基金につきま
しては、それほど多くは使っていないと思います。

石本委員 平成23年度の当初予算では、施設整備基金はどのくらい取り崩してい
るのか。

三上財政担当 平成23年度の当初予算額につきましては、3億3,920万円でござ
参事 います。

石本委員 平成23年度の当初予算額が3億3,920万円ということは、約6億
6,000万円が基金に残るといったことなのか。

桑野財務部長 当初予算ではそうなりますが、現在、平成22年度から持ち越しており
ます経済対策の学校の耐震化事業につきましては、相当の補助金や起債等
を使いながら事業を行っております。そういった中で、市がこなせるだけ
の工事はすべてやりきっているという状況でございます。ただ、その財源
の中で幸いにも国の補助金が多いので、施設整備基金を今取り崩さなくて
も済むということでございます。したがって、耐震工事等が終わり、
市が自主財源を使って自主的に事業を行うということになれば、当然この
基金を活用していくということになるかと思っております。

石本委員

総合福祉センターの建設費については、おそらく市単独の事業になると思うので、施設整備基金を使うということなのか。

三上財政担当
参事

総合福祉センターの建設費につきましては、施設整備基金は使いません。

城下委員

埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金追加について、この補助金を使った県内のある自治体の委託事業で、ある業者が失業者を雇ったと虚偽の申請をしたことが報道された。所沢市ではこの業者に対して委託している事業はあるのか。

内野財務部次
長

現在、この業者につきましては、議会事務局の会議録検索システムの業務を委託していると聞いております。

【議案第55号 当委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休憩（午前10時10分）

（説明員交代）

再開（午前10時14分）

議案第55号「平成23年度所沢市一般会計補正予算(第3号)」

当委員会所管部分

【意見】

城下委員

議案第55号、平成23年度所沢市一般会計補正予算(第3号)の中で、埼玉県・所沢市合同国民保護実働訓練実施事業について、意見を申し上げます。質疑の中でお聞きしましたが、過去にも今回のこの訓練については、県の方から平成18年度に合同訓練の依頼があり、当時は全国茶サミットと重なったために断ったという経緯をお聞きしました。今、まさに東日本大震災後、また、東京電力福島第一原発事故の放射線の不安の中で市民も生活しており、こういう時になぜ航空公園野外ステージが攻撃の想定とした訓練を自治会や自主防災会も巻き込んで行わなければならないのか。まさに災害対応の訓練であればある程度の理解も得られるかもしれませんが、時期も時期、また内容についても攻撃の想定というような内容ですので、これにつきましてはぜひ県の方に今回の時期も難しいということに断っていただきたかったと思います。そういう意味では、川越市もまだ実施をしていない。近隣でも所沢市が今回1月に実施をするというような状況にもなってきていますので、今回のこの予算については認めるわけにはいきませんので、反対いたします。

安田委員

議案第55号当委員会所管部分について、所沢フォーラム“おおぞら”を代表して賛成の意見を申し上げます。特に、所沢市自治基本条例推進事

業について申し上げます。今回の無作為公募の5名の市民を含めて、3回で制定に向けた議論を行おうとするものですが、さらに市民参加条例や住民投票条例などの制定も課題として残っていることがわかりました。これらは大変大きな課題ですので、行政側の案を結論として拙速に押しつけるようなことがないようにしていただくことと、議会としても大変デリケートな大きな課題でもあります。したがって、それらの上程スケジュールだけでも議会への情報提供を求めることを申し添えて、賛成の意見いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第55号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 （午前10時19分）